



三次市の文化財3

みよしの無形民俗文化財




民俗文化財とは

日本の文化財は、昭和25年に制定された文化財保護法に基づき、保存・活用が図られています。この法律では、建造物や絵画などの形のあるもの、演劇・音楽、工芸技術などの形のないもの、そして民俗文化財が保護の対象となっています。

民俗文化財とは、人々が日常生活の中で創造し、受け継いできたわたしたちの生活の変化を知るうえで欠かせないものです。

民俗文化財

<p>有形民俗文化財</p>	<p>民俗文化財の中でも形があるものことです。使われてきた衣服や道具、行われる建物など。</p>	
<p>無形民俗文化財</p>	<p>風俗慣習</p>	<p>四季折々の祭りや年中行事、人の一生の節目に営まれる人生儀礼などのことです。 生産・生業、人生儀礼、娯楽・競技、社会生活（民俗知識）、年中行事、祭礼（信仰）など</p>
	<p>民俗芸能</p>	<p>各地域の中で伝承してきた演劇、舞踊、音楽、及びそれらの要素を備えた儀礼や行事等のことです。季節の変化の中で、神社や寺院を中心とし様々な儀礼や行事が伝えられてきています。 神楽、田楽、風流など</p>
	<p>民俗技術</p>	<p>衣・食・住、生産・生業、娯楽・競技など民俗文化財の制作技術や使う技術</p>

重要無形民俗文化財として国の指定を受けているものは全国に291件あります。広島県には安芸のはやし田（北広島町）、塩原の大山供養田植（庄原市）、壬生の花田植（北広島町）、比婆荒神神楽（庄原市）の4件があります。中にはユネスコ世界無形文化遺産に登録されているものもあり、近くでは壬生の花田植や佐蛇神能（松江市）などがあります。（平成30年3月現在）



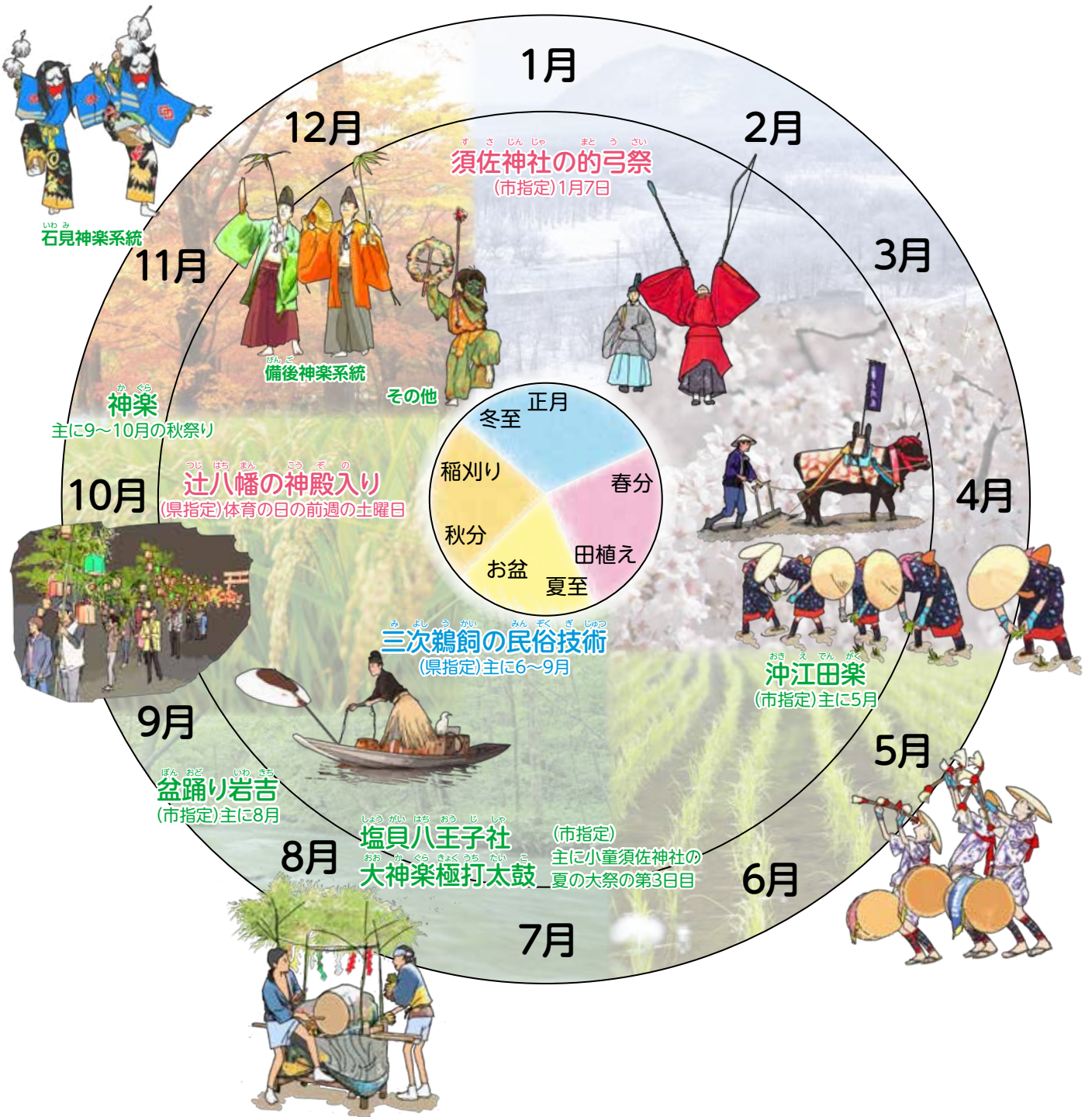
壬生の花田植え（北広島町）



比婆荒神神楽（庄原市）

三次市内の指定文化財と一年の流れ

三次市には無形民俗文化財に合計14件が指定されています。3件が県の指定、11件が市の指定になっています。（平成30年3月現在）



神楽

石見神楽系統	伊賀和志「鈴合せ」(県)、「神降ろし」・「天の岩戸開き」(市)、茂田神楽(市)、布野神楽「天岩戸」(市)
備後神楽系統	甲奴神楽(市)、宇賀神楽(市)
その他 比婆荒神楽系統	みわか神楽(市)、志賀神社六神儀(市)

風俗慣習

年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示しています。

祭礼

須佐神社の的弓祭



三次市無形民俗文化財

指定年月日 平成8（1996）年2月28日

所在地 甲奴町小童 須佐神社

一年の無病息災を願う神事です。宮司がそれぞれの方角に向かって弓と矢を高くかけ、厄災を集め、悪魔の眼に見立てた的に鎬矢を放ち、退散させます。鎬矢は戦の始まりを示す音の出る矢のことで、その音で威嚇するので、的には当てません。

この神事の一番古い記録は宝暦7（1757）年ですが、中世に始まり、江戸時代初めに現在の形になったと伝えられています。

辻八幡の神殿入り



広島県無形民俗文化財

指定年月日 平成9（1997）年5月19日

所在地 三次市吉舎町辻八幡神社

赤や緑の灯籠を飾った笹竹を持ち、参道を鮮やかに彩りながら囃子にのって丘の上の神社へと上がり、灯籠を神社に奉納します。この行事は、天明年間（1781～1789）に、大飢饉が続いた時、豊作の祈りが叶ったので、感謝の意味を込めて始まったと伝えられています。このような行事は馬洗川上流域に限られています。

民俗芸能

神楽

神楽は古くから五穀豊穡を祈り、祖先の魂を鎮める舞として伝えられてきた伝統芸能です。

広島県には300ほどの神楽団体があります。高千穂神楽で有名な宮崎県は350団体で日本一。広島県は宮崎県に続いて2番目に神楽の多い県です。神楽の種類は5種類。芸北神楽、安芸十二神祇神楽、芸予諸島の神楽、備後神楽、比婆荒神神楽があります（図参照）。この中には今ではあまりみられない神楽や全国的にも珍しい内容の神楽などもあります。広島の神楽の数や種類・歴史は全国で最も充実しています。豊臣秀吉が天下を支配していた時代の神楽が残っていて、400年以上たった今も各地で上演されています。これは神楽の一大奇跡といってもいいでしょう。



広島県の神楽分布図

広島県立歴史民俗資料館『ぐるっとひろしま神楽めぐり』平成26（2014）年から転載

三次の神楽は島根県の石見神楽の伝統をくむ神楽（作木町、布野町、君田町）、備後神楽（三良坂町、吉舎町）や比婆荒神神楽の伝統を汲む神楽（下志和地町、三若町）など様々なタイプの神楽が行われています。県内のほかの地域はどこも1、2種類の神楽しか伝えていませんが、三次は3つのタイプの神楽を伝えています。県内でも自慢できる神楽だと思います。

特に注目したいのは、秀吉の時代から伝わる下志和地町の「志賀神社の六神祇」です。現在使っているような衣装や面とは全く違ったものをつけ、実に不思議な舞を舞います。また三若町の「三若神楽」や五行祭を伝える甲奴町の神楽なども注目されます。このような古くて珍しい神楽は県内で三次市にしか存在していません。

【石見神楽系統】

広島県の神楽の中で有名な芸北神楽の源流は石見神楽にあります。古事記・日本書紀に由来する神話ものが加わり、演目も豊富で多彩です。演目は大きく2種類に分けられ、六調子は石見神楽の原型といえる比較的緩やかな囃子に合わせ、舞手も重心をぐっと落とした姿勢で行います。八調子は囃子が速く、絢爛豪華な衣装で舞うもので、他県の神楽にも影響を与えています。

伊賀和志神楽

演目：鈴合せ

広島県無形民俗文化財

所在地 三次市作木町

指定年月日 昭和35（1960）年3月12日

この舞いは八つの舞によって構成されていることから「やよし」と呼ばれています。烏帽子をかぶった4人の舞人が、剣と鈴を持ち優雅に舞います。両手に持った杖で様々な形を作り、その上を飛び越えたり、くぐったりするものもあります。



演目：神降ろし

三次市無形民俗文化財

所在地 三次市作木町

指定年月日 昭和34（1959）年10月2日

神楽奉納のはじめに演じられます。前半は榊を持ち舞台の清め祓いを行い、後半は幣と扇を持って神遊びの舞を舞います。



演目：天の岩戸開き

三次市無形民俗文化財

所在地 三次市作木町

指定年月日 昭和34（1959）年10月2日

日本書紀を題材とした演目です。天岩戸に隠れた天照大御神を岩戸から迎え出し、平和を取り戻すという内容です。

茂田神楽



三次市無形民俗文化財

指定年月日 平成4（1992）年4月1日

所在地 三次市君田町

茂田神楽は、砂鉄採集の安全と農家の五穀豊穡を祈願し、また、地域の娯楽のため、江戸時代末期に石見地方から導入されたものです。六調子の古神楽の影響を残し、現在に伝承されています。

布野神楽団



演目：天岩戸

三次市無形民俗文化財

指定年月日 平成16（2004）年3月3日

所在地 三次市布野町下布野

布野町の知波夜比売神社に古くから伝承されて、神主によって引き継がれてきた神楽です。明治時代初期に氏子によって「下布野組」が結成され、今の神楽団に続きます。

【備後神楽系統】

広島県の東部から中部に伝わる神楽で、広島県独自の神楽です。五行祭あるいは王子神楽と呼ばれる陰陽五行説に基づく神楽や修験道に通じるような曲芸的な舞、藁蛇を使った神事を行う荒神神楽などがあります。

甲奴神楽



三次市無形民俗文化財

指定年月日 平成10（1998）年5月1日

所在地 甲奴町本郷

備後神楽・備中神楽の系統で、地元の神社などで舞を奉納しています。

宇賀神楽



三次市無形民俗文化財

指定年月日 平成10（1998）年5月1日

所在地 甲奴町宇賀

備後神楽の舞の系統で、宇賀八幡神社の大祭などで奉納しています。

【その他 比婆荒神神楽系統】

比婆荒神神楽はおよそ400年の歴史をもつ庄原市北東部を中心にした神楽です。式年の大神楽では手順を踏みながら様々な神事と祖先の霊を浄化する儀式が執り行われます。

三若神楽

三次市無形民俗文化財

指定年月日

昭和39（1964）年6月13日

所在地 三次市三若町

約200年前、舞と言葉によって氏神の功德を広める目的で始めたといわれています。この神楽の特徴は、各神社の主祭神によって異なる能舞を舞うもので、大仙社では大仙の能舞、荒神社では荒神の能舞を舞います。三若神楽は神楽に能舞の要素を取り入れた特色ある神楽です。

志賀神社の六神儀

三次市無形民俗文化財

指定年月日 昭和39（1964）年6月13日

所在地 三次市下志和地町 志賀神社

六神儀は秋大祭の前夜祭に奉納されます。この神楽を舞わないとお祭りを進めることができないというほど重要で、見せるというよりも奉納する神楽です。

この神楽はどこから伝わったものかわかっていません。舞の特徴も広島県内の他の神楽とは面も採り物も、楽のリズムも異なっています。

舞殿の前にだけ注連縄を張り、演目「悪魔払い」のとき、その注連縄を鬼が切ります。この動作も含めて、稲の実りと深く結びついたもので、六神儀には稲の実りと深くかわる人々の願い、飢饉追放と五穀豊穡の願いが込められています。広島県内ではめずらしく、宗教や政治の影響を受けずに今日まで残ってきた神楽です。



田楽

田楽とは平安時代から行われている芸能の一種で、日常の仕事としての田植とは違う大勢でする特別な行事としての田植のこです。中国山地の大田植には芸北地方のサンバイという神を祀る「花田植」や備北地方の大山信仰を背景とした「供養田植」などの種類があります。田楽、囃田、田舞などの呼び方もあります。

沖江田楽

三次市無形民俗文化財

指定年月日 昭和35(1960)年5月25日

所在地 三良坂町三良坂

笛や太鼓、鼈などのお囃子に合わせて、牛が代掻きをし、早乙女が田植をします。

沖江田楽の起源については、敵討ちの旅の途中で亡くなった人を供養するために田植歌を歌ったという説や、農民の労働の楽しみ・苦しみ、そして収穫への期待など、稲作への感情を表したという説など諸説あります。



風流

風流は囃子や太鼓などによる華麗な踊りや獅子舞などのこです。

塩貝八王子社大神楽極打太鼓

三次市無形民俗文化財

指定年月日 昭和63(1988)年3月5日

所在地 甲奴町小童字塩貝 八王子社

太鼓台に大小2個の太鼓をしばりつけ、四方に竹を立て、注連縄を張り、太鼓、笛、手拍子鉦を打ち鳴らし、所作を演じます。小童須佐神社の夏の例大祭の第3日に氏子によって演じられます。

文献資料はありませんが、江戸時代中期にはじまったと伝えられています。



盆踊り岩吉

三次市無形民俗文化財

指定年月日 平成5(1993)年10月25日

所在地 三次市君田町

盆踊りはもともと帰ってくる精霊をなぐさめる行事として始まったものです。盆踊りは県内にもいくつかありますが、岩吉は島根県安来地方の盆踊りを岩吉という人が君田に伝え、少しずつ変化しながら君田独自の踊りになったと伝えられています。

民俗技術

三次鵜飼の民俗技術



広島県無形民俗文化財

指定年月日 平成27(2015)年4月27日

所在地 十日市親水公園馬洗川

舟に乗り、紐に繋いだ鵜を操り、光に驚いた魚を捕まえます。詳しくは、「三次市の文化財1三次の鵜飼」を読んでください。

三次人形の製作技術

広島県無形文化財

指定年月日 平成18(2006)年4月17日

三次人形は子供の誕生や節句を祝って送られる土人形の種類です。表面に塗った膠が独特の光沢を出すことから「光人形」とも呼ばれます。

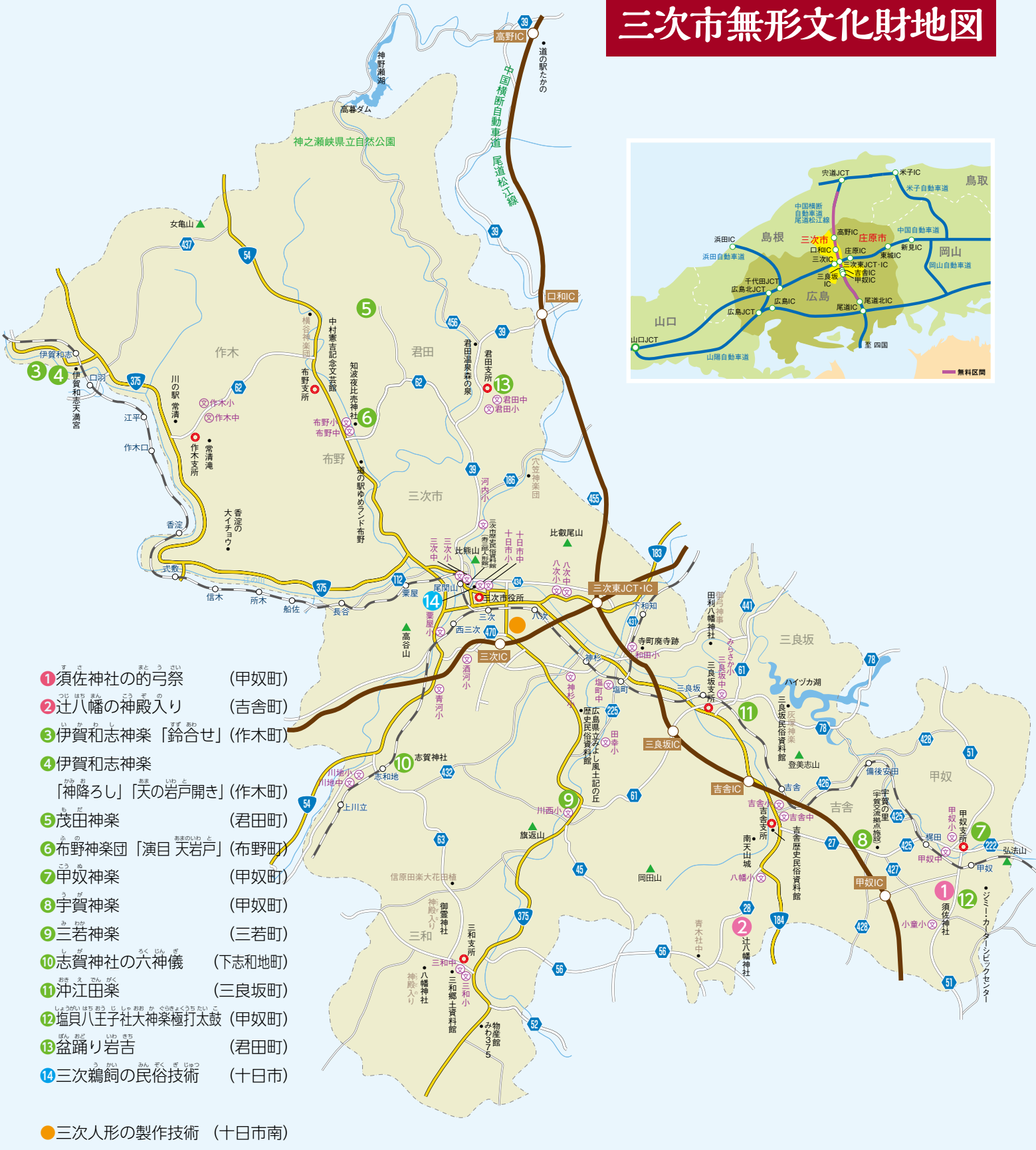
起源は江戸時代初期と伝わっていますが、確実な記録では江戸時代末期に生産されていたことがわかっています。



無形文化財

伝統的な技術を持った人々のこです。歌舞伎を演じる、三味線を奏でる、和紙を作るなど

三次市無形文化財地図



発行年月日	平成30 (2018) 年3月	編集発行	三次市教育委員会 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 TEL : 0824-62-6191
資料・写真提供	三良坂町郷土芸能保存会・北広島町教育委員会 甲奴町観光協会・八幡自治連合会 比婆荒神神楽保存会・ 広島県立歴史民俗資料館	印刷	有限会社北川美術印刷